

達第3号

東淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第34号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(<u>企画総務課長専決事項</u>)</p> <p>第3条 <u>企画総務課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(13) 略]</p> <p><u>(14) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</u></p> <p><u>(15) 軽易又は定例の広報に関すること</u></p> <p><u>(16) 水難物件の保管及び引渡しに関すること</u></p> <p>[削る]</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238</u></p>	<p>(<u>総務課長等専決事項</u>)</p> <p>第3条 <u>総務課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(13) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2</u> <u>総合企画担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</p> <p>(2) 軽易又は定例の広報に関すること</p> <p>(3) 水難物件の保管及び引渡しに関すること</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[新設]</p>

号)の規定による児童扶養手当の支給に関すること

(2) [略]

(3) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。ただし、職員に係るものを除く。

(4)～(9) [略]

(10) 次に掲げる事務に関すること

ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。）、同規則第2条第2項第2号に掲げる事務（同法第24条第5項又は第6項の規定による措置に要する費用に係るものに限る。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務

イ～オ [略]

カ 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関すること

(11) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査に関すること

(12)・(13) [略]

(14) 老人医療費、ひとり親家庭医療費その他医療費の助成に関すること

[削る]

(1) [同左]

[新設]

(2)～(7) [同左]

(8) [同左]

[新設]

ア～エ [同左]

[新設]

[新設]

(9)・(10) [同左]

[新設]

(11) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭

和48年法律第105号) 第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

[削る]

(12) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号) 第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

[削る]

(13) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。)の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示(府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。)を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報

(15)～(17) [略]

2 保健子育て担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

[削る]

[削る]

(1) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第10号アに掲げる事務を除く。）に関する事

[削る]

[削る]

[削る]

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関する

告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に関係のある場所に立ち入り、調査させること

(14)～(16) [同左]

2 子育て企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事

(2) 児童手当及び子ども手当の支給に関する事。ただし、職員に係るものを除く。

(3) 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）第2条第2項の事務に関する事

(4) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関する事

(5) 老人医療費、ひとり親家庭医療費その他医療費の助成に関する事

(6) 軽易又は定例の社会教育事務に関する事

[新設]

[新設]

こと

(4) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めると及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に係るのある場所に立ち入り、調査させること

3 教育担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること

[新設]

[新設]

4 [略]

3 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(東淀川区役所総務課)